## 売買契約書

乙は、甲に対して、下記導入商品を以下のとおり売渡し、甲はこれを買い受けることに合意した。

導入商品名				类			売	買代金(税抜)	税率	税額	売買	『代金(支	払総額:税込)
									10%				
		П	下記.	現金払い	またはら	傳	払いによ	はる支払い方法	た 自ら選択	<b>Rしまし</b> :	<u> </u>		
┓頭	金払いを希	望し、下記の内容を理			w/C100/								
	択します。	至0(1 80/1)402	14.				分割批	いを希望し、	下記の内容	を理解の	の上、選択し	ます。	
金:	甲は、下記	支払期日欄記載のとお	39、	分割払い:	甲は、7	こま	たは丙と	提携している位	信販会社と:	クレジッ	ト(立替払)	契約(以下	「分割契約」と
		Lの指定口座へ振込む。		いう。)を別	途締結	して	、上記試	『載の売買代金	金を分割です	支払う方	法を利用する	ることがて	<b>゙</b> きます。
	す。(振込手	<b>手数料は甲の負担としま</b>		<b>■</b> 71.85a.1	. / 六 栞 :	+/ \	t. 411 EB =	-7+4 A·					
[。)			7	<ul><li>●クレジット</li><li>①加盟店手</li></ul>	-数料員	担	を利用り 方式(」	る場合: :記記載の条件	牛に変更は、	ございま	せん。)		
振込	口座】			②顧客手数 途締結する		-			総額に変更:	なし。金き	利手数料を売	·買代金。	より値引き、別
	第1回 3	年 月 日(¥ )		4	支払月額			(初回	۳.	)			
払期E		(, )			(税込)					_	支持	ム回数	0
付着		年 月 日(¥ )						2回目以降		円			<u> </u>
		関連し以下の物品の提	仕を	7.上り受ける	**のと1	. = -	す かお	以下物品の代	全什 上記	<b>売買</b> 化	全に今まれま	すが 目え	信書にけ記載さ
		ご了承ください。		J& / Z 1/ 8	,0,,,,	26	, , , , , ,	>>(    2) BB •> ( ·	1 1 K ( T 10	70 PC 1 V.	₩ 10 E & 10 &	7.4 ( )[	只自1010日秋
No.		物品名			数量	t	No.			物品名			数量
		- /   D. + / / / / / /					2						
-		の付随事項 I(製作・絲 :別途「お客様ヒアリンク			.,	ビェ	± <del>+</del>						
		の付随事項Ⅱ の付随事項Ⅱ	74-	ム」にこ人				登録番号 乃	カバご確認事	耳項への	)ご同音 並7	だい必要国	事項をご記入く
-		守契約等に関わる処理	∄)		ださ		/ v / / ///// []	、立外田 フバク	CO C TEROS	P-A (0)		VC/2003	子気とこ記入へ
脊額	番号 有・	予定・無				2"	確認事項	通知書送付後				ない場合、	記載内容通り
10 ##			七佳:	佐 <i>(</i> ) () 田 (  古	C +総 月月 /	ITC	C CIC	にて確認済みと			は除く。		
		いの各級甲点に塞った。 の割賦債権)を前提とし					, ,				<b>47</b> ሪቶ	マウム斑	/目上)
		導入商品と同種商品の			.,	, ,			2.0.(	_	<b>用</b> 牛糸:	予定金額	(取入)
	解約 有無	解約商品名	数量	解約契約			解約先	信販会社等	販売会	社	月額(稅込)	残回数	処理金額(税込
	□あり・□なし			クレジット/ロー						-		H H	
	・上記の旧物	<b>勿件情報は契約者様が</b>	旧信	仮会社等に	確認の_	上ご	申告くだ	さい。販売店(	は契約者様	からのほ	申告に基づき	旧物件の	処理に係る費
物件	用負担を行							h					
の		いらの申告がない場合、 Ju理け原則新恝約字マ								モ結 きか	押による変更	1の提合	けその限りでけ
│								id (V/K) ( id					
埋	・新契約の気	了時期により処理金額が変更となる場合は、実際の旧契約処理金額をもって手続き完了とします。(残処理は上記申請額が上限											
	となり、残処理を委託することがあります。)  ・旧契約を再リースでご継続のお客様は、当該再リース契約の解約手続きに関しては、お客様自身で行って下さい。												
	解約 有無			、ヨ 政円 ノーマン・オート ス会社				さに倒しては、	の谷似日々		忍事項		
-	13711	10111011110			101.1102		, ,	▶旧保守サーヒ	ごス等の規定			は丙により	解約処理を
								てしますが、場合	合により甲自	身での	申請、手続き	が必要と	なる場合が
	□あり・□なし							ります。 ▶新契約の手糸	さな04切1~	⊢ ( 1 ØN. IIII	夕知 が亦 申り	ノナンフ +旦ノ	シル 宝殿の
旧								▼新契約の手続 3契約処理金額					
保								1大が処理並ら 致します。)	点とし ノくす	かしこうじ	, coay (	<u>ユロロガ</u> ナル:	154 /13 C T FK
守	販売店は契	約者様からの申告に基	づき	日物件の処況	理に係る	る費							
	↑ ト記記載	の旧保守契約が、丁の	関係:	会社保守の:	場合は	太;	売買契約	商品の納品を	27時に当	<b>該旧保</b> 与	字契約は中途	解約され	します かお 中

途解約違約金は免除となります。

②①により中途解約された場合においては、SDおよび消滅したドメイン・データ等は復旧することができません。この場合において、乙は何ら責 任を負いません。

## ●解約及び違約金

本契約締結日の翌日から3日目以内において、甲から解約を申し出た場合、乙は無条件にて解約処理を行います。本契約締結から4日目以降に解 約を申し出た場合、売買代金(支払総額)に対する下記割合に相当する金額を違約金として乙または丙にお支払いいただくことにより、甲は本契約を 解約することができるものとします。なお、違約金の支払方法については、相談に応じます。

契約締結日の翌日から3 日日以内	契約締結の翌日以降4日目 から納品関連スケジュール 確認連絡前まで(※2)	納品関連スケジュール 確認連絡日から納品完 了前まで	納品完了後から検 品完了前まで	検品完了後	
無条件解約(※1)	売買代金30%相当額	売買代金50%相当額	売買代金70%相当額	売買代金100%相当額	

※1ただし、4日目以降であっても商品制作依頼前であれば応相談。

※2「納品関連スケジュールの確認連絡」とは、商品の納品に関する打ち合わせ・納品・操作説明等のスケジュール確認連絡のうち、初回の乙または 丙からの甲に対する連絡を指します。

## ●その他特記事項

①甲は、販売店B(丙)がある場合においては、本売買契約上の売主の地位が販売店A(乙)から販売店B(丙)に移転し、販売店A(乙)の地位は販 売代理店となることを予め承諾する。

・甲が支払い方法につき分割払いを選択し、丙が締結した加盟店契約に基づき、信販会社等において分割契約の審査が完了された場合。この場合、 その分割契約の販売店が売主となる。

②甲は、分割契約の利用を希望した場合において、分割契約の審査承認が出た後は、分割契約が理由の如何を問わず無効、取消し若しくは解約・ 解除又はその申込みが信販会社の定める審査期限を過ぎたことにより失効となっても、商品売買契約は有効であり、その場合、お支払方法が現金・ 括払いに変更になることを確認します。なお、やむを得ない事情により商品売買契約を解約する場合は、所定の違約金の支払いが必要となります。

③審査結果が不承認となり、分割契約が成立しなかった場合でも、商品売買契約の成立には影響を及ぼしません。この場合、現金一括払いによる決 済または商品売買契約の解約のいずれかを選択することができ、商品売買契約の解約を選択された場合については、違約金は発生しません。

## ●連帯保証

連帯保証人は、本契約に基づき、若しくは付随して、甲が乙又は丙に対して負担する一切の債務について保証し、甲と連帯して履行の責を負うものと